

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部改正について

改正理由：旅費事務の簡素化・合理化等に伴い、所要の改正を行うものである。

平成20年細則第2号（平成20年2月7日制定）

| 改 正 (案) | 現 行 |
|---|--|
| <p>〔省略〕</p> <p>(旅行取消等の場合における旅費)</p> <p>第3条 規則第4条第5項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定する額とする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について規則により支給を受けることができた移転料の範囲内の額</p> <p>〔省略〕</p> <p>(鉄道賃等)</p> <p>第10条 1～3 〔省略〕</p> <p>4 新幹線の利用に係る特別急行料金（以下「新幹線特別急行料金」という。）のうち、通常の新幹線特別急行料金より高い新幹線特別急行料金（以下「特例新幹線特別急行料金」という。）を徴する新幹線が運行される路線を利用する場合には、<u>片道経路350キロメートル以上</u>旅行する場合に特例新幹線特別急行料金を支給する。</p> <p>5～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第13条 規則<u>第39条</u>の規定による旅費の調整基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（旅費規則に規定する旅費で、旅費規則<u>第39条</u>の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうち本学の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。</p> | <p>〔省略〕</p> <p>(旅行取消等の場合における旅費)</p> <p>第3条 規則第4条第5項の規定により支給することができる旅費の額は、次の各号に規定する額とする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) 赴任に伴う住所若しくは居所の移転のため又は<u>外国への旅行に伴う支度のため</u>支払った金額で、当該旅行について規則により支給を受けることができた移転料<u>又は支度料の額の3分の1に相当する額</u>の範囲内の額。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(鉄道賃等)</p> <p>第10条 1～3 〔省略〕</p> <p>4 新幹線の利用に係る特別急行料金（以下「新幹線特別急行料金」という。）のうち、通常の新幹線特別急行料金より高い新幹線特別急行料金（以下「特例新幹線特別急行料金」という。）を徴する新幹線が運行される路線を利用する場合には、<u>片道経路700キロメートル以上</u>旅行する場合に特例新幹線特別急行料金を支給する。</p> <p>5～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第13条 規則<u>第40条</u>の規定による旅費の調整基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の経費以外の経費から旅費が支給される場合には、正規の旅費（旅費規則に規定する旅費で、旅費規則<u>第40条</u>の規定による調整を行う以前の旅費をいう。以下同じ。）のうち本学の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。</p> |

(2) 〔省略〕

(3) 旅行者が宿泊費のかからない施設等を利用する場合には、宿泊料の額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。ただし、自宅を利用する場合には、宿泊料の全額を支給しないものとする。

(4) 〔省略〕

(5) 〔省略〕

(6) 赴任に伴う実際の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合には、その実際の路程に応じた規則別表第3の移転料の定額による額を支給するものとする。

〔省略〕

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 〔省略〕

(3) 〔省略〕

(4) 〔省略〕

(5) 赴任に伴う実際の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合には、その実際の路程に応じた規則別表第4の移転料の定額による額を支給するものとする。

〔省略〕